

奈良県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ぬくもりクリニック	香芝市下田西二一七一六一	平成二十六年六月三十日
有限会社エム・エム ・ケーひかり薬局	橿原市木原町二二七一	平成二十六年七月二十一日
筒井町薬局	大和郡山市筒井町一六〇二	平成二十六年八月三十一日
中野歯科医院	五條市本町二一七一七	平成二十六年七月二十六日
ウエルシア薬局香芝 磯壁店	香芝市磯壁三一六一	平成二十六年八月三十一日
わかば薬局	桜井市大字忍阪五一一一	平成二十六年九月三十日
粟殿薬局	桜井市大字粟殿一〇五の五	平成二十六年九月三十日